

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|---|---|
| 調 達 件 名 | 特定建築物定期点検業務 |
| 発 注 課 | 札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課 |
| 選 定 事 業 者 | 一般財団法人札幌市住宅管理公社 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>当該事業者は、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者（以下「参加登録者」という。）ではないが、</p> <p>①市有施設の保全業務を継続的に受託し、学校施設の保全業務の経験も豊富であることから、保全に関する総合的な知識と高い技術力を有しており、保全業務の執行体制が整っている。また、緊急時に即応できる体制も整っている。</p> <p>②学校施設の状況や、その保全を要する時期や内容を十分に把握しており、学校側とも円滑な調整を図り実施する能力を備えている。</p> <p>③調査項目が多岐にわたる本業務について、学校施設保全の豊富な経験から、専門的かつ多角的な見地から技術的支援や助言を得ることができる。</p> <p>参加登録者を含む他者から調達した場合、教育環境に配慮した点検・調査計画の立案が困難であり、また、点検調査の結果緊急に修繕が必要になった場合に即応できる体勢が整っていないため、教育環境の維持がなされないことが懸念される。</p> <p>以上により、本件業務のような学校施設における大規模かつ総合的な点検・保全業務を計画的、効率的、経済的に履行できる者は、当該事業者のみであることから特定随意契約とする。</p> | |
| 根拠法令 | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p> |
| 決 定 日 | 令和6年3月5日 |